



三好町長は2月21日の町議会本会議において、平成20年度の施政方針演説を行い、大磯を元気にするために、社会環境の変化や町民ニーズを踏まえ、「簡素で効率的な機能を持った行政」を目指して、大磯町の第四次総合計画に着手に取り組むとともに、その基盤となる行財政改革を一層推進するとの考えを表明しました。

施政方針の全文は、町民情報コーナー、町ホームページで閲覧できます。

◎問い合わせ 企画室 ☎内線205

町政運営の基本的な考え方

(抜粋)

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権推進計画の内容及び取りまとめられた「地方分権一括法」が施行されて以来、「地方税財政制度改革」「いわゆる三位一体の改革や、「地方分権改革推進法」が施行され、明治維新や戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも言われる大きな変革期を迎えております。これにより、地方は「自らの地域のことは自らの意志で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という「地域主権型社会」への転換が求められています。

このことは、人材や財政力の豊富な自治体におきましては、裁量権の拡大等により地域の実状に応じた魅力的なまちづくりが可能となりますが、小規模な自治体、財政基盤の弱い自治体等では、今後住民福祉の後退や財政破綻の危険性が増すなど大変厳しい状況が危惧されております。

これら地方分権の流れに対処するため、第3次行政改革のもと財政健全化計画や職員定員適正化計画等を策定し、自立した行財政運営に努めてまいりました。

しかし、団塊世代の退職や少子高齢化による勤労世帯の減少は現実のものとなりつつあるうえ、個人住民税の減収が予想されるところであります。さらに、国民健康保険等特別会計事業への一般会計からの繰出金は、引き続き増加傾向にあり、町行

財政運営への大きな負担となっております。

このように厳しい社会経済情勢ではございますが、平成20年度は大磯を元気にするために、社会環境の変化や町民ニーズを踏まえ、「簡素で効率的な機能を持った行政」を目指して、大磯町の第四次総合計画に着手に取り組むとともに、その基盤となる行財政改革を一層推進する予算編成を行いました。

予算規模といたしましては、財政健全化の基本方針に沿った取り組みを進め、全体として抑制型予算としつつ、重点施策の選択に努めそれぞれ施策、事業を着実に推進する予算編成を行いました。

一般会計では、80億6,200万円、特別会計5会計を加えた予算総額は162億1,200万円となっております。

重点的な取り組みとして、「地震防災対策の推進」、「治安向上に向けた取組」、「保険、医療、福祉を担う人材の確保」、「子育て支援の充実」、「高齢者、障害者福祉の推進」など『町民生活の安全、安心を確保する施策』。

また、「西部地区の都市基盤整備の推進」、「公共下水道事業の推進」、「観光事業の推進」、「生活交通対策の促進」など『地域の活力を増進す

る施策』。

また、「教育施設の整備、推進」、「小学校1年生の35人学級編制の実施」、「教育指導や教育相談の充実」など『良好な教育環境を確保する施策』。

そして、「ごみ処理広域化の推進」、「食育の推進」、など『当面する課題に的確に対応する施策』を実施してまいります。

行財政改革の取り組みにつきましては、「職員数削減の継続的な取り組み」、「事業仕分けの実施」、「民間活力の活用」、「窓口延長日の拡充」、など『行政システム改革』を行うとともに、「高利率の町債の借り換え」など『財政健全化の基本方針』に沿った取り組みをしてまいります。

就任2年目となる新年度は町の重要課題に対し、これまで検討を進めてまいりました成果を反映し、「元気が大磯」の実現に向けて本格的に取り組む年であると考えております。

依然として厳しい財政状況が続く中で、「元気な大磯」の実現を目指すためには、これまでの行政手法を見直すとともに機構改革を実施し、一歩踏み込んだ行政改革をすすめることはもとより、町民の皆様との「協働」によるまちづくりが何よりも必要であると考えております。

町民の皆様、及び議員各位のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。平成20年度の施政方針とさせていただきます。